定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年五月十二日

群馬県利根郡片品村大字東小川四六四八番地　さくらリゾート株式会社

代表取締役　山城　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年五月十二日

大阪府吹田市千里山東二丁目一六番一二号　北大阪企画株式会社

代表取締役　砥綿　愛子

株式募集事項につき通知公告

株主各位

当社は、平成二十二年五月十一日開催の臨時取締役会におきまして、第三者割当の方法による募集株式の発行に関し、左記の通り決議いたしましたので公告致します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式八百万株

二、募集株式の払込金額　一株につき金百三十円

三、払込期日　平成二十二年五月二十八日（金）

四、増加する資本金の額　金五億二千万円

五、増加する資本準備金の額　金五億二千万円

以　上

平成二十二年五月十二日

東京都北区岸町一丁目九番四号　池野通建株式会社

代表取締役社長　渡辺　和文

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社クラボウアパレルと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年五月十二日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番三一号　株式会社クラボウテキスタイル

代表取締役　釜谷　昌宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である森田健太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十二日

埼玉県南埼玉郡白岡町小久喜九二七―三―八〇一　グリーンツリー・インク

日本における代表者　森田健太郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアダチ・ジェームズ・ポールが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十二日

東京都渋谷区道玄坂一―一二―一渋谷マークシティウェスト二二階　LEAPFROG ENTERPRISES, INC.

日本における代表者　アダチ・ジェームズ・ポール

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である比嘉徳和が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十二日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号　アールエル・ミレニアム・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　比嘉　徳和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である安藤忠嗣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十二日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号セルリアンタワー　マスターカード・インターナショナル・ジャパン・インク

日本における代表者　安藤　忠嗣

限定承認公告

本籍東京都墨田区石原四丁目二四番地四、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮一丁目二一番地二　被相続人　亡　小平　秀夫

右被相続人は平成二十二年一月三十一日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十三日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

埼玉県さいたま市桜区西堀一丁目四番地一　限定承認者　小平耕三郎

限定承認公告

本籍茨城県笠間市平町一八八四番地九四、最後の住所千葉県白井市桜台二丁目一七番五棟三〇七号　被相続人　亡　仙木　哲雄

右被相続人は平成二十一年十月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

千葉県白井市桜台二丁目一七番五棟三〇七号　相続財産管理人　仙木　泉

限定承認公告

本籍韓国、最後の住所長野県松本市南松本一丁目一三番八〇一号サーパス南松本　被相続人　亡　姜　錫淳

右被相続人は平成二十一年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年四月三十日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

長野県松本市神林二六五四番二一　限定承認者　姜　琮淳

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市金沢区大川七番、最後の住所大阪府大阪市淀川区西宮原三―三―二―四二四　被相続人　亡　田中　充隆

右被相続人は平成二十二年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十二日

大阪市北区西天満四―二―二　ＯＤＩ法律ビル六階　爾今法律事務所　相続財産管理人　田中　寿美代理人　弁護士　井上　一隆

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年四月二十九日開催の臨時総会において、出資一口の金額五万円を一万円に減少することを決議し、その方法として全額払込みのうち四万円を払い戻して出資一口の金額を一万円とすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十二年五月十二日

新潟県新発田市金津七九番地　農事組合法人シャイン・ファンガス　理事　本間　正孝

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年四月二十日開催の総会において、出資一口の金額を一万円から三千円に減少することを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十二年五月十二日

高知県高岡郡四万十町古市町八番三一号　高幡地区建設業協同組合　代表理事　田邊　聖

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年四月十四日目次欄中（原稿誤り）				
一一		九～一〇	書簡	二の書簡
平成二十二年四月十五日（号外第八十二号）目次欄中（原稿誤り）				
二一		八	書簡	二の書簡
平成二十二年四月二十七日人事異動欄外務省の部（原稿誤り）				
八一		九	特命全権大使	特命全権公使

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十二日付第九八号一二
二十五日付衆会第一六号四

八ページ●同日付政府調達第八六号一六ページ●三月
八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）